

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）は、指定公共機関に対し、事業の実施に関し適切な措置を講ずること、新型インフルエンザ等が発生したときにも国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう業務を継続することを求めています。

また、同法の規定により、指定公共機関に対しては、その業務を実施するに当たり、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画を作成し、内閣総理大臣に報告するとともに、要旨を公表することが求められています。

これを踏まえ、指定公共機関である近畿日本鉄道株式会社では「新型インフルエンザ等対策業務計画」を定めたところであり、その要旨は次のとおりです。

## 近畿日本鉄道株式会社

### 「新型インフルエンザ等対策業務計画」要旨

#### 1. 新型インフルエンザ等対策に関する事項

##### (1) 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法

- ・政府想定を踏まえ、社員の感染予防措置を講じながら、部門ごとに優先業務の選定や応援要員手配等を実施することにより鉄道業務の継続を図る。
- ・ホームページや運行情報配信システム等を活用し、お客様に情報を提供する。

##### (2) 感染対策の検討・実施

- ・予め定めた発生段階別の対策項目に従い、感染対策を実施する。
- ・感染拡大防止のため、従業員に対してマスク着用等咳エチケットの徹底や外出の自粛等、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて啓発を行う。
- ・国、地方公共団体等から駅構内および鉄道車両内におけるポスター掲示、放送等の広報周知の依頼があった場合には、これにできる限り協力する。

#### 2. 新型インフルエンザ等対策の実施体制

##### (1) 新型インフルエンザ等対策の実施体制

政府対策本部が設置された場合等には、新型インフルエンザ等対策業務としての会社の対応等について協議するため、新型インフルエンザ等対策本部（対策本部長：社長）を設置する。

##### (2) 情報収集・共有体制

国内外の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する情報を、国、地方公共団体等から入手し、得られた情報を社内外に迅速かつ適切に周知する。

##### (3) 関係機関との連携

新型インフルエンザ等対策業務を実施するにあたり、連携が必要となる関係機関との連絡体制を整備する。

#### 3. その他

##### (1) 教育・訓練

平素から正しい知識を習得し、従業員への周知に努める。また、的確な新型インフルエンザ等対策業務の実施が可能となるように、訓練の実施および国、地方公共団体が実施する訓練へ参加するように努めるとともに、その他の訓練と有機的に連携させるよう配慮するものとする。

(2) 計画の見直し

新型インフルエンザ等の流行は、必ずしも予測されたように展開するものではなく、発生する事態も様々であると想定されることから、今後の情勢の変化等を踏まえて本計画を随時見直し、必要に応じて修正を加えるものとする。

以 上